

公 告

支担官第59号
令和8年6月26日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長 前田 邦彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 入札に付する事項

調達要求番号	件 名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26S1E06052	施設付帯設備の現況調査役務	仕様書のとおり	1式	仕様書のとおり	令和9年1月31日

- 2 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 3 入札日時 令和8年7月28日(火) 11:00
- 4 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 5 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 格付けされている令和7年度から令和9年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項各号のいずれかに該当する者(具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者)であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、当該事実がわかる書類を提出すること(任意様式)。
(提出期限: 令和8年7月14日(火) 12:00)
ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者(物品の販売(自ら製造したものの販売に限る。))及び役務の提供等について準用する。)
イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ)に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ)に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技術認定者数(特級、一級、単一級)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注:1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

- ウ SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- オ 国立研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。)が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業(ベンチャーキャピタルの認定)」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業(ベンチャーキャピタル等の認定)」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup又はJ-Startup地域版)に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- (5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除

8 入札の無効 5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書の作成 作成する。

10 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)
 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 ※
 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項 ※
 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (該当する場合)
 生産性向上推進制度に関する特約条項 (該当する場合)
 談合等の不正行為に関する特約条項
 暴力団排除に関する特約条項
 ※は、別紙を確認されたい。

11 入札に関する条件 **仕様書第3.1項a)からd)**に定める本役務の実施体制並びに**第7.3項a)からc)**に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。
 (提出期限： 令和8年7月14日(火) 12:00)
 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

12 その他付記事項

- (1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
- (2) 電子入札は、 令和8年7月27日(月) 17:00 を期限とする。
- (3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年7月23日(木) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
- (4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
- (5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。(見積書提出先)
令和8年7月14日(火) 12:00 まで(メール又はFAX可) 大和: j1yamato@ext.js.mod.go.jp
- (6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」とおとりとする。
- (7) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
 役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
 ・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料: その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、
 履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
 ・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としな
 い場合がある。
- (8) 入札説明会は実施しない。
- (9) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

13 本記載事項への照会

入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (担当)
 TEL:03-3268-3111(内線30197) FAX:03-5269-3282 服部 j1hattori@ext.js.mod.go.jp

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と1回目・2回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、1回目・2回目の別の記載が無かったものについては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

4 入札の回数

入札は、原則2回まで行い、2回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

5 入札の無効等

郵便入札の執行については、公告8項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、2回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

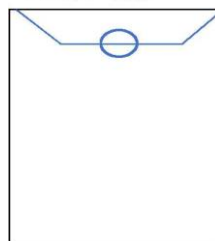
あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

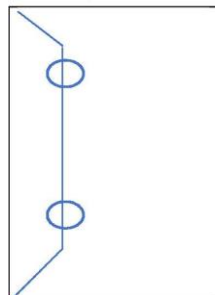
公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1回目

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 2回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務 課会計室契約担当者 宛 「入札書在中」

又は

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1回目

調達要求番号：26S1E06052

統合幕僚監部仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	J S O - 2 6 - 6 0 2 0
施設付帯設備の現況調査役務	作成年月日	令和8年6月22日
	改正年月日	
	作成部隊	統合幕僚監部 首席指揮通信システム官

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、防衛省市ヶ谷駐屯地におけるネットワーク及びサーバ器材を収容する施設の電源及び空調設備等、これら付帯設備の現況調査役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2 によるほか、付表による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するものの他は、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

1.3.1 引用文書

a) 規格

- 1) J I S Q 9 0 0 1 (I S O 9 0 0 1) 品質マネジメントシステム—要求事項
- 2) J I S Q 2 7 0 0 1 (I S O 2 7 0 0 1) 情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項
- 3) J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2 情報処理用語

b) 法令等

- 1) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 2) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）
- 3) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 4) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）（以下“情報セキュリティ通達”という。）
- 5) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕
- 6) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第188号（31.1.9）〕
- 7) 消防法（昭和23年法律第186号）
- 8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）

1.3.2 関連文書

a) 規格

- 1) JIS C 0617 電気用図記号
- 2) JIS Z 9212 エネルギー管理用語

b) 法令等

- 1) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第4608号。19.4.27）
- 2) 統合幕僚監部，統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊の情報保証に関する達（平成20年自衛隊統合達第23号）
- 3) 統合幕僚監部，統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊の情報保証に関する達の運用について（通達）（統幕シ第1号。令和7年3月24日）
- 4) 中央指揮所への立入手続に関する達（平成20年自衛隊統合達第29号）
- 5) 防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（平成29年自衛隊統合達第15号）
- 6) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律42号）
- 7) 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）
- 8) 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）
- 9) 研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）（装技振第7243号。31.3.29）

c) その他

- 1) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン [2025年（令和7年）5月27日，デジタル庁]
- 2) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書 [2025年（令和7年）5月27日，デジタル庁]
- 3) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック [2025年（令和7年）5月27日，デジタル庁]

2 本役務に関する要求

2.1 本役務の目的

防衛省市ヶ谷駐屯地において，令和9年度以降，ネットワーク及びサーバの器材を設置・換装する際に必要となる，器材の收容施設の電源及び空調設備等，これら付帯設備の現況に係る技術資料の整備を支援することを本役務の目的とする。

2.2 実施場所

本役務の実施場所は，防衛省市ヶ谷地区の施設内又は統合幕僚監部首席指揮通信システム官（以下「要求元」という。）の指定する場所とする。

2.3 契約期間

本役務の契約期間は，契約締結日から令和9年1月31日までとし，**図**に示す**作業スケジュール（基準）**を基準として実施するものとする。

内容		月					
		8月	9月	10月	11月	12月	1月
マイルストーン		◆実施計画書		中間報告◆			最終報告◆
立入申請（A棟B2、B棟B1、C3棟B2）		○申請	◆承認				
ヒアリング	各情報システムの契約相手方	→					
	要求元の情報システム技術支援役務事業者		→				
	庁舎管理室		→				
現地調査	フロア調査		→				
	付帯設備	CVCF		→			
		分電盤（100V/200V）		→			
	調査	床耐荷重		→			
		空調能力		→			
		回線		→			
フロアレイアウト図作成				→			
回路図（電源系統図）作成				→			
課題抽出/分析					→		
報告書作成（提案）						→	

図 作業スケジュール（基準）

2.4 本役務の内容

本役務において、契約相手方が行う役務は次による。

2.4.1 実施計画書の作成

契約相手方は、契約締結後、速やかに次の事項を記載した実施計画書を作成して、官側の確認を受けた後、1部を提出すること。また、実施計画書に基づき定期的に進捗状況を官側に報告すること。

- a) 作業概要
- b) 作業体制
- c) スケジュール及びWBS（作業工程表）
- d) 提出物一覧
- e) 打合せ
- f) 進捗管理
- g) リスク管理
- h) 課題管理
- i) その他（情報保全等）

2.5.2 ヒアリング

契約相手方は、サーバールームを利用する各情報システム情報保証責任者、その情報システムの維持管理役務等の契約相手方、要求元の情報システム技術支援役務事業者（SETA）及び庁舎の管理者等の関係者に対しヒアリングを行い、ネットワーク及びサーバの器材の設置・換装に係る空調及び電源等の付帯設備の現況に係る情報を収集・整理すること。なお、情報収集にあたっては、ヒアリングシートを作成・利用すること。

2.5.3 現地調査

契約相手方は、市ヶ谷駐屯地の調査対象施設に立入り、現地調査を次により実施すること。

- a) **調査対象施設** 防衛省市ヶ谷駐屯地において、本役務の調査対象とする施設は次による。契約相手方は、この契約の履行にあたり、立入禁止区域への立入が必要な場合には、官側が定める規則等に従い、事前に立入申請を行うこと。

- 1) A棟B2F
 - 2) B棟B1F 第1機械室及び第2機械室
 - 3) C3棟B2F
- b) **フロアスペース** サーバルームのフロア上における既存のラック・資材等の配置を調査し、ネットワーク及びサーバの器材の設置・換装に係るフロアスペースの現況を明らかにすること。消防法に基づく消火器・消火設備等、建築基準法に基づく耐震補強・免震架台等の現況についても明らかにすること。
- c) **CVC F** ネットワーク及びサーバの器材の設置・換装に係る、容量、現使用量、現使用可能残量及び入出力電圧・周波数等、CVC Fの能力の現況を明らかにすること。
- d) **分電盤(100V/200V)** ネットワーク及びサーバの器材の設置・換装に係る、回路数及び回路容量等、分電盤の能力、現使用量、現使用可能残量、空き接続口及び接続先システムの現況を明らかにすること。CVC F一分電盤ーネットワーク・サーバ器材間の電力供給経路に係る配管の空き状況についても、明らかにすること。
- e) **床耐荷重** ネットワーク及びサーバの器材の設置・換装に係る、サーバルームフロアの耐荷重能力について明らかにすること。
- f) **空調能力** ネットワーク及びサーバの器材の設置・換装に係る、空調方式及び冷却能力等、空調設備の能力の現況を明らかにすること。
- g) **回線** ネットワーク及びサーバの器材の設置・換装に係る、回線種別及び配線盤(MDF/IDF)構成等、回線の配線能力の現況を明らかにすること。

2.5.4 報告書作成

契約相手方は、ヒアリング及び現地調査により収集した情報を整理・分析し、課題の抽出/分析に基づく提案を含めて次の報告書を作成し、官側の確認を得た後、提出すること。課題の分析・提案について、今後のAIの普及に伴う電源負荷及び空調負荷を考慮すること。B棟B1F第1機械室及び第2機械室の現地調査は優先的に実施するものとし、当該調査結果に基づき、中間報告書を作成し、官側の確認を得た後、提出すること。

- a) 中間報告書
- b) フロアレイアウト図
- c) 回路図(電源系統図)
- d) 調査報告書(課題及び提案を含む)

3 本役務の実施体制

3.1 契約相手方

契約相手方は、本契約の実施に当たって次の体制を確保し、認証に係る資格証明書類(認定証等の写し等)を提出すること。これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人(以下、「業務従事者」という。)を確保すること。

- b) 前記a)の業務従事者が本契約を履行するために3.2の経験、資格、業績等を有すること。
- c) 上記a)の業務従事者が、前記b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記c)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- e) 契約相手方は、日本国内に本社を有すること。
- f) 過去3年以内に、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において、プロジェクト管理業務及び官の業務に係る技術支援の元請けとしての契約実績を有すること。
- g) 品質管理体制について、JIS Q 9001（ISO 9001）の認証を取得していること。
- h) 情報セキュリティ体制について、JIS Q 27001（ISO 27001）の認証を取得していること。

3.2 役務従事者

役務従事者は、本役務に必要若しくは有用な背景（経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景、業績など）を有し、日本国籍を有するものとする。契約相手方は、役務従事者名簿を作成し、官側の確認を得て提出すること。役務従事者名簿には、各従事者の資格証明書の写し及び職務経歴書等を添付するものとする。

3.2.1 役務従事者の要件

- a) 官公庁のシステムにおける、システム構築、工程管理等に関連する役務に従事した経験を有すること。
- b) 役務従事者のうち、少なくとも1名以上は、情報セキュリティに係る以下の資格のいずれかを有すること。
 - 1) CISA (Certified Information Systems Auditor) 公認情報システム監査人
 - 2) CISM (Certified Information Security Manager) 公認情報セキュリティマネージャ
 - 3) CISSP (Certified Information Systems Security Professional) 公認情報システムセキュリティプロフェッショナル
 - 4) 情報処理技術者試験(システム監査技術者又は情報処理安全確保支援士)
- c) 役務従事者のうち、少なくとも1名以上は、施設の付帯設備に係る以下の資格のいずれかを有すること。
 - 1) 電気工事士（第一種又は第二種）
 - 2) 電気主任技術者（第一種、第二種又は第三種のいずれか）

3.2.2 統括責任者の要件

役務遂行の責任者として、次を満たす統括責任者を1名指定すること。

- a) 官公庁における情報システムの調達制度に精通しているとともに、システム構築、コンサルティング等に関連する官側支援役務に、統括責任者又はチーム責任者として従事した経験を有すること。
- b) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等に基づくプロジェクト管理について精通しているとともに、利用経験を有すること。

c) プロジェクト管理に係る以下の資格のいずれかを有する又は同等の能力（8年以上の統括責任者又はチーム責任者の経験）を有すること。

- 1) 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
- 2) PMP(Project Management Professional) プロジェクトマネジメントプロフェッショナル

4 提出書類及び納品物

提出書類は、表 1 による。

表 1 提出書類

番号	品名	媒体	数量	提出時期	提出先
1	実施計画書	電子データ又は電子媒体	1 部	契約後速やかに	要求元
2	役務従事者名簿				

納品物は、表 2 による。

表 2 納品物

番号	品名	媒体	数量	提出時期	提出先
1	中間報告書	電子データ又は電子媒体	1 部	令和 8 年 1 0 月末	要求元
2	フロアレイアウト図			契約終了日まで	
3	回路図(電源系統図)				
4	調査報告書				

5 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領による。

6 貸付文書

契約相手方は、表 3 に示す貸付文書、その他官側が必要と認めた資料等を官側と調整の上、無償で貸付を受けることができる。

表 3 貸付文書

番号	名称	数量	取扱区分	貸付時期、貸付・返納場所、及び媒体種別
1	防衛情報通信基盤 (DII) 詳細設計書	一式	注意	a) 貸付時期 契約相手方の申請から契約納期までを基準とする。 b) 貸付・返納場所 要求元の指示による。 c) 媒体種別 電子媒体又は紙による。
2	防衛情報通信基盤 (DII) 収容設計書	一式	注意	
3	サーバールームを使用している情報システムの設計書等の技術資料	一式	注意	

7 その他の指示

7.1 契約不適合

契約相手方は、契約不適合に該当する事項の発生が予期される場合は、契約担当官に申し出るものとする。

7.2 情報保証

防衛省の情報保証に関する訓令及び防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）を適用するものとする。

7.3 情報保全

契約相手方は、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取り扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、官側が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

7.4 第三者に係る取り扱い

契約相手方が自己以外の第三者を当該契約の遂行上、業務に従事させる場合は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）に基づく特約条項によるもののほか、官側の指示に従うものとする。

7.5 官側の支援

契約相手方は、本役務の履行において、官側の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

7.6 知的財産の取扱い

契約条項の規定に基づき、知的財産を取扱うものとするほか、以下規定は契約条項の規定に優先するものとする。

- a) 契約相手方は、新研究成果（契約条項に規定する新研究成果をいう。以下同じ。）についての産業財産権（契約条項に規定する産業財産権をいう。）を官に譲渡する。
- b) 契約相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）について、提出書類は

官に提出した時，納入品は官が受領した時に，全ての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を，官に譲渡する。

- c) 前項の規定は，契約相手方の固有の技術資料（契約条項に規定する乙の固有の技術資料をいう。以下同じ。）に係る著作権には適用しない。
- d) 契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された技術資料を利用及び処分する権利（契約条項に規定する技術資料を利用及び処分する権利をいう。以下同じ。）は，官が有する。ただし，当該技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料を利用及び処分する権利は，この限りでない。

7.7 施設の立入

施設の立入については，官側の指示に従う。

7.8 仕様書に関する疑義

契約相手方は，この仕様書の内容について疑義を生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。

付表 用語の定義

用 語	定 義
統合訓練支援システム	陸・海・空自衛隊を横断した統合運用能力を高めるための訓練を支援する情報システム群の総称をいう。
D I I	Defense Information Infrastructure(防衛情報通信基盤)の略称で、防衛省・自衛隊のコンピュータ・システム等を収容し、体系的に構築される超高速・大容量のオープン系及びクローズ系のネットワークをいう。
プロジェクト計画書	標準ガイドライン等に規定された、プロジェクトを計画的に遂行するため、プロジェクトの実行に先立ち作成する文書である。 当該計画書には、政策目的、対象業務範囲及びサービス・業務企画の方向性等、対象とする情報システム、目標及びモニタリング、前提条件・制約条件、実施計画、予算、体制等について記載することとされている。
借上・保守	本システムの機器、ソフトウェアの導入及びネットワークを構築し、構築した機器及びソフトウェアの維持保守を行う事業をいう。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—		
	調 達 要 求 番 号	26S1E06052		
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年6月22日		
	作 成 部 課	統合幕僚監部首席指揮通信システム官		
	作 成 年 月 日	令和8年6月22日		
品 名	施設付帯設備の現況調査役務			
仕 様 書 番 号	JSO-26-6020			
1 保護すべき情報の管理				
<p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p>				
2 保護すべき情報として指定された情報				
番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
1	防衛情報通信基盤(DII)詳細設計書	<ul style="list-style-type: none"> ・「注意」表示の情報 ・「部内限り」表示の情報 ・「対外厳秘」表示の情報 	左記に該当がある場合、保護すべき情報として扱う。	注意 部内限り 対外厳秘
2	防衛情報通信基盤(DII)収容設計書	<ul style="list-style-type: none"> ・「注意」表示の情報 ・「部内限り」表示の情報 ・「対外厳秘」表示の情報 	左記に該当がある場合、保護すべき情報として扱う。	注意 部内限り 対外厳秘
3	サーバーームを使用している情報システムの設計書等の技術資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「注意」表示の情報 ・「部内限り」表示の情報 ・「対外厳秘」表示の情報 	左記に該当がある場合、保護すべき情報として扱う。	注意 部内限り 対外厳秘
3 特記事項				
特になし。				